

$$f_c = \frac{0.277F}{\left(\frac{l}{\Lambda}\right)^2} \quad (\lambda \leq \Lambda \text{ のとき})$$

Λ : 限界細長比

$$\Lambda = \sqrt{\frac{\pi^2 E}{0.6F}}$$

ν : 安全率

$$\nu = \frac{3}{2} + \frac{2}{3} \left(\frac{\lambda}{\Lambda}\right)^2$$

λ : 細長比

$$\lambda = \ell_k / i_x$$

ℓ_k : 座屈長さ (cm、拘束条件 : 両端拘束)

$$\ell_k = 0.5\ell$$

ℓ : 箱枠鋼材の使用長さ

i_x : 鋼材断面二次半径 (cm、J I S 規定値)

(エ) タンクの寸法

規則第24条の5第3項第3号に規定する「タンクの直径又は長径」については、タンクの内径寸法とすること

第7 屋外貯蔵所 (政令第16条関係)

1 設置場所 (政令第16条第1項第2号関係)

- (1) 「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、周囲の地盤面より高くするとともにコンクリート舗装を行うか、又は土を十分つき固める等の措置を講じた場所をいう。
- (2) 屋外貯蔵所に屋根を設けることは、認められない。

2 さく等 (政令第16条第1項第3号関係)

「さく等」とは、さく、盛り土、側溝等をいう。

3 保有空地 (政令第16条第1項第4号関係)

保有空地については、製造所の基準 (第1節. 2) の例によること

4 標識及び掲示板 (政令第16条第1項第5号関係)

標識及び掲示板については、製造所の基準 (第1節. 3) の例によること

5 架台による貯蔵方式 (政令第16条第1項第6号関係)

規則第24条の10の規定によるほか、次によること

(1) 架台の高さ

架台は、その最上段に貯蔵する容器の頂部が地盤面から6メートル以下となるようにすること。また、構造は、屋内貯蔵所の基準 (第1. 1. (9). ア. (7)) の例によること

(2) 容器が容易に落下しない措置

「容器が容易に落下しない措置」は、屋内貯蔵所の基準 (第1. 1. (9). イ) の例によ

ること

6 塊状の硫黄等（政令第16条第2項関係）

(1) さく等

政令第16条第1項第3号の適用については、一の囲いを設ける場合は、当該囲いをさく等とみなすことができる。なお、2以上の囲いを設ける場合は、囲い相互間の外縁部分にさく等を設ければ足りるものとする。

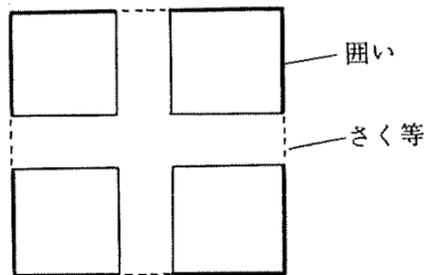


図1 2以上の囲いを有する例

(2) 固着装置（政令第16条第2項第5号関係）

ア シートの固着装置は、地盤面にできるだけ近い位置に設けること

イ 囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、固着装置には該当しないこと

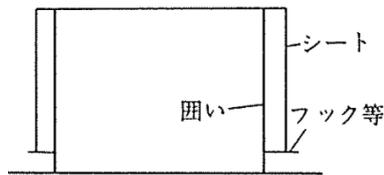
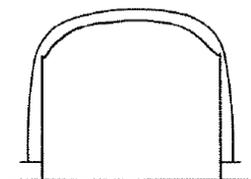
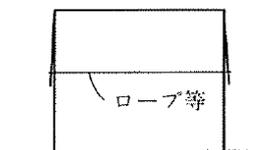
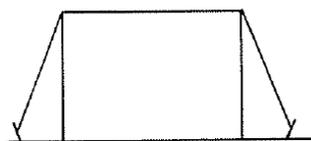


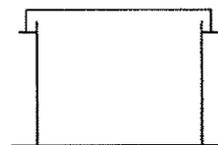
図2 認められる例



硫黄等の高さは囲いの高さを
超えてはならない



固着装置が設けられていない



固着装置が高い位置に設けら
れている

図3 認められない例

(3) 放水ノズル

規則第33条第1項第5号の規定により屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り換えのできる構造のものとする

7 引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所（政令第16条第4項関係）

(1) 散水設備等

散水設備等は、貯蔵する容器全てに自動的に散水するものとし、貯蔵する危険物の沸点、蒸気圧等を考慮のうえ、当該危険物を適温に保つ設備又はこれと同程度の冷却能力を有する設備とする

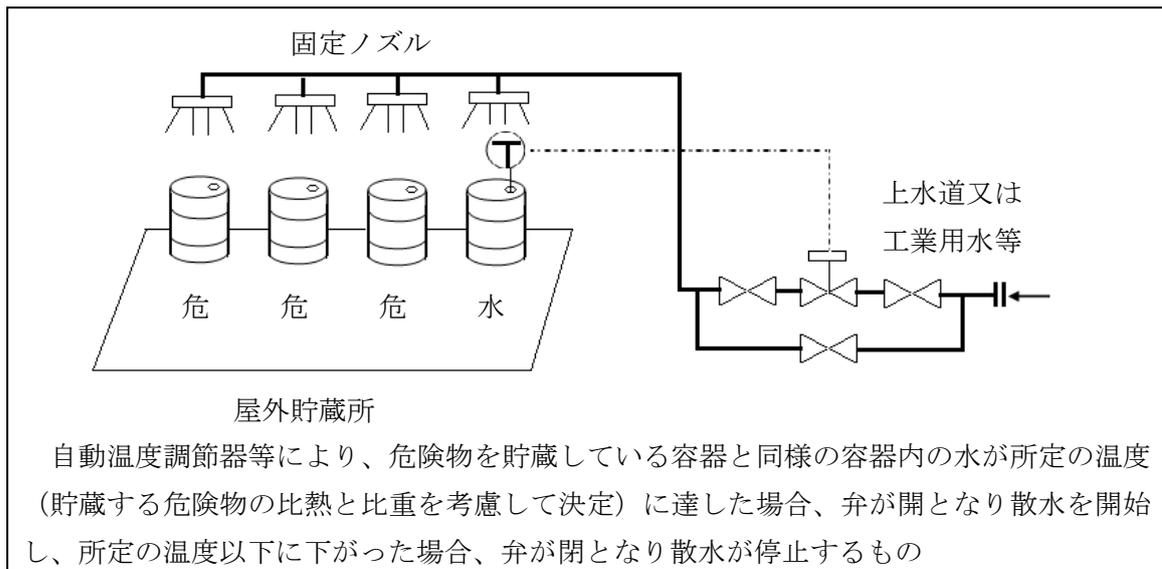


図4 散水設備等の例

(2) 排水溝、貯留設備及び油分離装置

散水設備等を設置した屋外貯蔵所の排水溝、貯留設備及び油分離装置は、有効に排水できるものとする

8 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、別記6「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の基準」による

第8 貯蔵所における危険物以外の物品の貯蔵

1 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所における事項（規則第38条の4第1号関係）

- (1) 「主成分」とは、当該物品中の主要成分であることを必ずしも意味しないものであり、当該物品の使用目的に必要な成分をいう。
- (2) 「不燃性の物品」の例としては、水等が該当するものであること
- (3) 「危険な反応」とは、意図しない爆発的な反応、燃焼を促進させる反応、有毒ガスを発生させる反応等をいう。
- (4) 危険物以外の物品の貯蔵にあつては、次によること

- ア 原料等の物品については、原則として、適応した容器等に収納すること
 - イ 容器等により積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさない高さとする
 - ウ 架台により貯蔵する場合は、容易に落下しない措置を講じること
 - エ 貯蔵する物品名を明示すること
- (5) 規則第38条の4第1号に規定する物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等について、次の事項を遵守する場合は、必要最小限の量に限り存置することができる。
- ア 貯蔵用資材、梱包用資材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1メートル以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさない高さとする
 - イ 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置く
 - ウ 防災資機材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1メートル以上の間隔を置くとともに、当該防災資機材が使用できないときの代替措置が講じられているものである

2 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所における事項（規則第38条の4第2号関係）

- 1. (1)から(3)によるほか次によること
- (1) 「法別表第6類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品」の例としては、過酸化水素を含有するものの濃度が低いため危険物に該当しない物品等が該当するものであること
- (2) 「構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵する」とは、貯蔵する危険物と比較して比重の大きな物品を貯蔵する場合に、当該タンクにおいて貯蔵される危険物の最大重量を超えない範囲で貯蔵すること等を指すものであること
- (3) 同一の防油堤に複数の屋外タンク貯蔵所が存する場合で、危険物以外の物品を貯蔵するときは、同一防油堤内の他の屋外タンク貯蔵所の貯蔵物品と混触して反応等、危険性が增大するものは貯蔵できないものであること
- (4) 危険物以外の物品を貯蔵する場合であっても、貯蔵する物品を明示すること